



# 消費生活相談

賢い消費者になりましょう！

## ワンクリック詐欺に要注意！

～支払いはコンビニの電子マネー～

相談は  
こちらへ…

役場消費生活センター（町民課内）  
TEL 0796・36・1941（直通）  
たじま消費者ホットライン  
TEL 0796・23・1999  
※相談無料で秘密は厳守!!

### 【事例】

スマートフォンでアダルトサイトを検索し、クリックしたところ「登録完了」となり、あわてて問い合わせ先に電話をかけた。

「今ならキャンペーンで40万円、それを過ぎれば100万円支払うようにと規約に書いてある。今すぐ全額支払えとはいわないが誠意を見せろ。1万円でもいい。近くのコンビニに行って、指示どおりにしろ」と言われた。

指示通りにコンビニに行き、端末を操作して電子マネーのギフト券を1万円購入し「プリペイド番号通知票」に書かれた番号を伝えた。

### 【ひとことアドバイス】

- ◆成立していない登録料金の支払いを強要し、コンビニに誘導して端末を操作させたうえ、現金を入金させてギフト券の番号を購入させるものです。
- ◆ギフト券の番号を伝えることで、相手がギフト券を使用できる仕組みです。
- ◆プリペイド型電子マネーギフト券はレジで支払うものもありますが、端末での購入は入金操作が容易なうえ、人の手を介さないので被害に遭いやすいとされています。
- ◆ワンクリックで契約は成立しません。絶対に自分から連絡せず、もし請求されても無視し、安易に金銭を支払わないようにしましょう。